

## 国連安全保障理事会決議 1325 号（S/RES/1325 2000 年 10 月 31 日採択）

安全保障理事会は、

1999 年 8 月 25 日付決議 1261 号（1999 年）、1999 年 9 月 17 日付決議 1265 号（1999 年）、2000 年 4 月 19 日付決議 1296 号（2000 年）、2000 年 8 月 11 日付決議 1314 号（2000 年）及び、関連する議長声明を想起し、また 2000 年 3 月 8 日の国連女性の人権および国際平和デーの議長による記者発表声明（SC/6816）を想起し、

また北京宣言と行動綱領（A/52/231）および第 23 回国連特別総会「女性 2000 年：21 世紀に向けたジェンダー平等、開発、平和」（A/S-23/10/Rev. 1）の成果文書に含まれるコミットメント、特に女性と武力紛争に関する事項を想起し、

国連憲章の目的および原則、憲章のもと、国際平和と安全保障の維持という安全保障理事会の主要な責任を念頭に置き、

一般市民、特に女性と子どもが、難民や国内避難民を含め、武力紛争の被害者の大多数を占めていることや、市民がますます戦闘員や武装勢力の標的にされていることに懸念を表明し、このことが持続的な平和と和解に及ぼす結果と影響を認識し、

紛争の予防と解決および平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全保障の維持及び促進の努力における女性の対等な参加と全面的な関与の重要性を強調し、紛争予防と解決に関わる意思決定における女性の役割を増加させる必要を強調し、

紛争中または紛争後の女性および女児の権利を保護する国際人道法および国際人権法の全面的施行の必要性を再び主張し、

地雷除去と地雷に関する意識向上プログラムにおいて、女性と女児の特別なニーズを武力紛争のすべての当事者が考慮することを保障する必要を強調し、

平和維持活動においてジェンダーの視点を早急に主流化する必要を認識し、またこの点においては多面的平和支援活動におけるジェンダー主流化に関するウイントフック宣言およびナミビア行動綱領（S/2000/693）に留意し、

紛争下における女性および子どもの保護、特別なニーズおよび人権に関する全ての平和維持活動の人員に対する特別な訓練について述べた、2000 年 3 月 8 日に採択された議長記者発表声明における勧告の重要性を認識し、

武力紛争が女性と女児に及ぼす影響についての理解、また女性および女児を保護し和平プロセスへの完全な参加を保障する効果的な制度の整備が、国際的な平和と安全保障の維持および促進に大きく貢献し得ることを認識し、

武力紛争が女性および女児に与える影響に関するデータを収集する必要に留意し、

1. 紛争予防、管理、解決に関わる国家・地域・国際機関および制度において、あらゆる意思決定レベルへの女性代表の参加の増加を確保するよう、加盟国に要請する。
2. 紛争解決及び和平過程の意思決定レベルにおける女性の参加を増やすことを求める事務総長行動戦略計画（A/49/587）を施行するよう、国連事務総長に対して奨励する。
3. 事務総長の代理として任務を行う特別代表や特使により多くの女性を任命するよう国連事務総長に促し、又この点に関して、定期的に更新される中央名簿の最新版に記載する候補者を国連事務総長に提供するよう、加盟国に対して求める。
4. さらに、国連の現地活動、とりわけ軍事監視員や文民警察、人権および人道関連の活動分野に従事する人員に関して、女性の役割や貢献の範囲を拡大するよう、国連事務総長に促す。
5. 平和維持活動にジェンダー視点を取り入れる意思があることを表明し、そして、国連事務総長に、適切な場合においては、現地活動にジェンダーを考慮した方策を導入するよう促す。
6. 女性の保護、権利、及び女性特有のニーズに併せて、平和維持・平和構築のあらゆる方策に女性が関与することの重要性を示した、訓練ガイドラインと資料を加盟国に提供するよう、国連事務総長に要請し、加盟国に対しては、これらの諸要素に加えて、H I V / A I D S 意識向上トレーニングを派遣前の軍事および文民警察の人員を対象とした各国の訓練プログラムに取り入れることを招請し、またさらに、平和維持活動に従事する民間人員も同様の訓練を受けられるようにすることを、国連事務総長に要請する。
7. 特に、国連女性開発基金（UNIFEM）、国連児童基金（UNICEF）、国連難民高等弁務官事務所やその他関連機関によって引き受けられるものも含め、ジェンダーに配慮するための訓練に対する自発的な財政援助、技術支援、後方支援を増やすよう、加盟国に促す。
8. 和平交渉とその施行に際し、特に下記の事項を含むジェンダー視点を取り入れるように、全ての関係者に対して要求する。
  - (a) 帰還、再定住、リハビリ、社会復帰、および紛争後の債権の期間中における女性および女児の特別なニーズ。
  - (b) 地元の女性にたちよる和平に向けた働きかけや、地域固有の紛争解決過程を支援する方策や、和平協定のあらゆる実行メカニズムに女性を関与させる方策。
  - (c) 憲法、選挙制度、警察および司法が特に女性および女児の人権の保護と尊重に関わる際に、それらを保障する方策。
9. とりわけ文民としての女性および女児の権利と保護に適用される国際法、とりわけ 1949 年のジュネーブ条約および 1977 年の追加議定書、1951 年の難民条約および 1967 年の難民

議定書、1979 年の女性差別撤廃条約および 1999 年の選択議定書、1989 年の子供の権利条約、2000 年 5 月 25 日に採択された二つの選択議定書の中の女性および女兒に適用される義務を十分に尊重するよう、全ての紛争当事者に対して要求し、さらに、国際刑事裁判所のローマ規定の関連事項に留意するよう求める。

10. ジェンダーに基づく暴力、とりわけレイプやその他の形態の性的虐待、および武力紛争下におけるその他全ての暴力から、女性および女兒を保護する特別な方策をとるよう、全ての紛争当事者に要求する。
11. 全ての国家にはジェノサイド、人道に対する罪、性的その他の女性、女兒に対する暴力を含む戦争犯罪の責任者への不処罰を断ち切り、訴追する責任があることを強調する。又、これらの犯罪を恩赦規定から除外する必要を強調する。
12. 難民キャンプや定住地の文民的また人道的性格を尊重し、女性および女兒の特別なニーズを考慮するよう全ての紛争当事者に対して要求する。こうした認識をもって今後、難民キャンプや、居住地整備を行うことも求める。1998 年年 11 月 19 日の決議 1208 号と 2000 年 4 月 19 日の決議 1296 号を想起する。
13. 武装解除、動員解除、社会復帰を計画する全ての人に対し、元戦闘員の男女間で異なるニーズを考慮するとともに、彼らが扶養する家族のニーズに際しても配慮することを奨励する。
14. 国連憲章第 14 条に基づく措置が採択された場合、その措置が市民に与えうるであろう影響をあらかじめ踏まえ、女性、女兒の特別なニーズを考慮し、人道的な例外が適切な形で認められるための準備が安保理にあることを再確認する。
15. 活動の対象地域及び国際的な女性団体との協議を通すことも含め、安保理のミッションはジェンダーと女性の権利を確実に考慮に入れる意志があることを表明する。
16. 女性、女兒に対して武力紛争が与える影響、平和構築における女性の役割、紛争解決や和平過程と紛争解決におけるジェンダー的な面に関する調査の実施とその結果の安全保障理事会への提出と加盟国への公表を事務総長に招請する。
17. 平和維持活動におけるジェンダーの主流化の進展とその他の女性と女兒に関する全ての面に関して、適切な場合に、安保理への報告書に盛り込むことを国連事務総長に対し要請する。
18. この問題に関して、積極的に行動していくことを決定する。

(翻訳：WILPF 京都)